

株式投資信託と特定口座

制度調査部

齋藤 純

2005年度税制改正の個別項目

【要約】

いわゆるタンス株の特定口座への預入れが、2005年4月1日から再開された。もっとも、タンス株として特定口座への預入れが認められるのは上場株式だけではなく、公募株式投資信託を含む「上場株式等」が対象となっている。

つまり、公募株式投資信託については、証券会社等の一般口座で保管されているものを一旦出庫し、タンス株(タンス投信)とした上で、特定口座に移管することができる。これまでは、一般口座で保管されている公募株式投資信託の特定口座への移管は2005年9月末までとされていたが、今回の改正に伴って、2009年5月末まで特定口座へ移管できる期間が延長された。

2005年度税制改正により、2004年12月末で終了していた、いわゆる“タンス株”の特定口座への預入れ(以下、タンス株の特例)が、一部見直された上¹で、2005年4月1日から再開された。2009年5月末まで適用される。

この改正の対象となるのは、タンス株として保有している「上場株式」に限らない。国内公募非上場株式投資信託(以下、株式投資信託)であっても、タンス株(いわばタンス投信)として特定口座に入れる場合には対象となる。もっとも、株式投資信託の場合、受益証券を投資家自身が保有していることはまずないので、タンス株の特例を利用するとすれば、一般口座で保管されている株式投資信託を一旦出庫しタンス株扱いとした上で、特定口座に移し替える場合となる。

一般口座で保管されている株式投資信託を特定口座に移管できるのは、これまで、2005年9月末までとされていたが、タンス株の特例の適用期限が2009年5月末までとされたことに伴い、同時期まで適用期限が延長された。

図表1 タンス株の特例を利用した特定口座への預入れの可能期間

	改正前	改正後
上場株式(いわゆるタンス株)	2003年4月～2004年12月末	～2009年5月末
株式投資信託(非上場)	2004年10月～2005年9月末	
外国株式投資信託(上場)	2004年1月～2004年12月末	
外国株式投資信託(非上場)	2004年4月～2005年9月末	

(出所)大和総研制度調査部作成

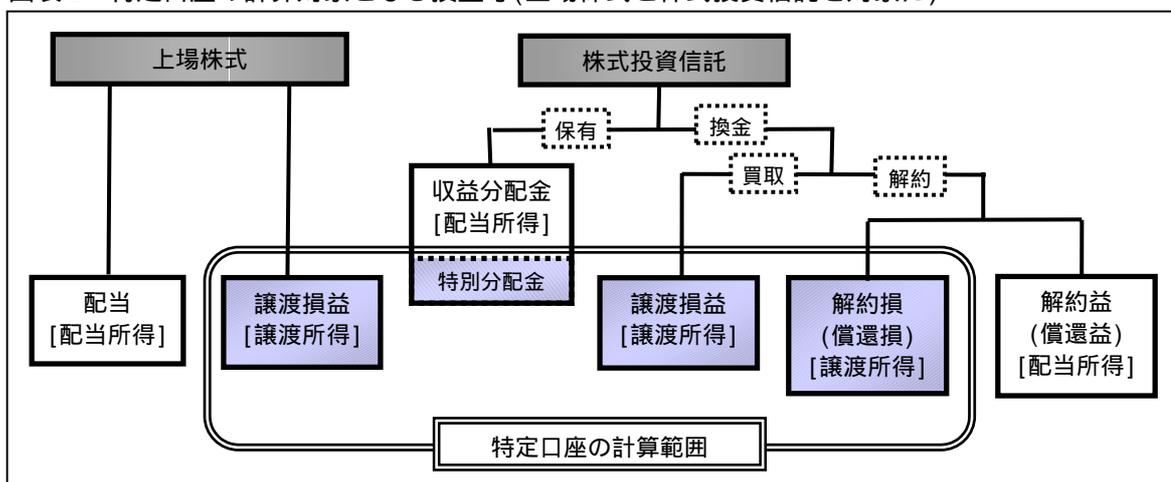
以下、本稿では、株式投資信託の課税方法と特定口座に預け入れた場合の効果を概観した後、証券会社等の一般口座で保管されている国内非上場公募株式投資信託(以下、株式投資信託)の特定口座への預入れ方法をまとめる。

¹ 再開後のタンス株の特例では、従来認められていたみなし取得費での特定口座への預入れが認められなくなっている。詳しくは、齋藤 純「タンス株の特定口座預入れ 2005年度税制改正の個別項目」2005年4月18日を参照。

の計算対象となる。

また、特別分配金を受け取った場合には元本の払戻しとして取得価額の引下げを行わなければならないが、株式投資信託を特定口座に入れた場合には、特別分配金による取得価額の修正も特定口座で行われる。以上の取扱いをまとめると、図表1のようなイメージとなる。

図表2 特定口座の計算対象となる損益等(上場株式と株式投資信託を対象に)



(出所)大和総研制度調査部作成

株式投資信託の特定口座預入れの手続き

株式投資信託に関しては、証券会社等の一般口座で保管されている株式投資信託を特定口座に移し替える場合に、タンス株の特例が準用される。つまり、株式投資信託を一般口座から出庫し、一旦、タンス株ならぬ“タンス投信”とした上で、特定口座に入庫するわけである⁵。

もっともここでいう「出庫」というのはあくまでも手続上の話であり、実際に受益証券が投資家の手元に返還されることはなく、次の・の手続きにより、一般口座から特定口座への移替えが完了する(以下、簡易な出入庫)。

「特例上場株式等にするための保護預り上場株式等に係る出庫依頼書」を証券会社等に提出する。
 「特例上場株式等保管委託依頼書」とともに、株式投資信託の取得に関する確認書類を証券会社等に提出する。

⁵ 2004年4月以降は、次の条件を充たす場合には、買取請求時の源泉税相当額の徴収が免除される。

- a . 投資家から受益証券を買い取った日又は翌営業日に、証券会社等が解約(又は償還)すること
- b . 収益分配金の計算期間を通じて、証券会社の営業所等に保管されていること
- c . 販売会社が、源泉徴収不適用の取扱いを受ける旨等を記載した申告書を、税務署に提出すること

保護預りされている国内非上場株式投資信託を特定口座に移すために、一旦、証券会社等から出庫したとしても、上記bに関しては継続して保管されているものとみなされる。つまり、保護預りされている国内非上場株式投資信託を特定口座に移したとしても、それをもって、買取請求時の源泉税相当額の徴収免除の条件に反することにはならない。

特定口座での取得日・取得価額はどうか？

株式を対象に特定口座が導入された際、一つ問題となったのは、特定口座内での取得日・取得価額(いつ、いくらで買ったことになるのか)であった。この点は、株式投資信託の場合も同様にポイントとなる。

特定口座に移管した株式投資信託の取得日及び取得価額は、前述の の手続きで提出する取得に関する確認書類の記載内容により次のように決まる。

図表 3 保護預り株式投資信託を特定口座に移管した場合の取得日・取得価額

確認書類の種類	特定口座での取得日・取得価額
取得に要した金額が記載されている確認書類	取得日……確認書類に記載されている取得日 取得価額……確認書類に記載されている取得に要した金額(購入手数料・消費税等を含む)
個別元本の額が記載されている確認書類	取得日……確認書類に記載されている取得日(確認書類に記載されている取得日が2000年4月1日より前である場合には、2000年4月1日を取得日とすることも可能) 取得価額……個別元本(購入手数料及び消費税額等を加算できる)

特定口座での取得日・取得価額に関する留意事項

株式投資信託を特定口座に入れた場合の取得日・取得価額は、原則として、図表3の通りであるが、次のようにいくつかの留意点がある。

- ・ 確認書類に、「取得に要した金額」と「個別元本」の両方が記載されている場合は、投資家の判断によりいずれかを選択できる。
- ・ 取得日が2000年4月1日より前である場合の購入手数料等は、2000年3月31日現在の各銘柄の購入手数料率(税込)に基づいて算出することも認められる。
- ・ 「取得に要した金額」により特定口座に入れる場合で、受益権の分割や2000年4月1日以後に支払われた特別分配金があるときには、調整計算をした後の価額が特定口座での取得価額となる。
- ・ 確認書類に約定日と受渡日が記載されている場合には、受渡日を特定口座での取得日とする。
- ・ 累積投資口で取得した株式投資信託を、タンス株として特定口座に入れる場合には、直近の取得日を特定口座の取得日とすることもできる。

投資家にとっては、基本的に特定口座での取得価額が高いほど、将来の譲渡益の圧縮につながる。従って、確認書類に「取得に要した金額」と「個別元本」の両方が記載されている場合のように選択の余地があるときは、高い方の金額で特定口座に入れた方がよいこととなる。

なお、一旦、特定口座に入れた場合には、後日、取得日・取得価額の修正はできない。

特定口座に入れる際の確認書類

株式投資信託を特定口座に入れる際に、証券会社等に提出する「確認書類」には、次の書類が該当する。

取引報告書 取引残高報告書 月次残高報告書 受渡計算書 その他取引報告書等に相当する書類 顧客勘定元帳等の写し 証券会社等が作成した取得に要した金額及び取得年月日を証する書類 相対取引等で取得した株式投資信託(非上場)の売買契約書の写し 投資家が取得の際に作成した一定の帳簿等又はその写し
--

いずれも、取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限られる。